

## デイサービスセンター愛和苑（総合事業）通所介護事業 運営規程

### （目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人愛和会が設置経営するデイサービスセンター愛和苑（総合事業）通所介護事業（以下「事業」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め施設の円滑な運営を図ることを目的とする。

### （基本方針）

第2条 事業は、老人福祉法及び関係法令に基づき、利用者である要支援または要介護者の心身の特性をふまえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話および機能訓練を行うこととする。事業の実施にあつては、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### （事業所の名称）

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

名称 デイサービスセンター 愛和苑  
所在地 茨城県古河市駒羽根320番地1

### （職員の定数及び職務）

第4条 事業所に次の職員を置く。

- （1）管理者 1名（特別養護老人ホーム愛和苑施設長が兼務）  
事業所の業務を統括する。
- （2）生活相談員 2名  
利用申込に関わる調整、通所介護計画の作成等を行う。
- （3）看護職員 1名  
主に、利用者の健康管理や療養上の世話を行う。また、日常生活上の介護、介助等も行う。
- （4）介護職員 15名（1日8名以上）  
利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行う。
- （5）機能訓練指導員 1名  
利用者の機能回復に必要な訓練及び指導に従事する。（看護職員が兼務）
- （6）管理栄養士 1名（特別養護老人ホーム愛和苑管理栄養士が兼務）  
給食管理、利用者の栄養指導に従事する。

(7) 調理員（給食業者に委託）

調理員は、利用者の給食の調理を行なう。

2 第1項に定めるもののほか必要がある場合は、定数を超え又はその他の職員を置くことができる。

3 職員ごとの事務分掌及び日常業務の分担については、施設長が別に定める。

（営業日及び営業時間）

#### 第5条

営業日 月曜～土曜 営業時間 8時20分～17時20分

年間休日 日曜日と1月1日

受付時間 8時20分～17時20分 電話対応については年中無休

サービス提供時間 月曜～土曜 9時20分～16時20分

時間延長 7時20分～9時20分 / 16時20分～19時20分

（事業所の定員）

第6条 事業所の定員は50名とする。

（事業所サービスの内容）

第7条 事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 生活指導（相談援助等）
- (2) 機能訓練（日常動作訓練）
- (3) 介護サービス（移動や排泄の介助、見守り等のサービス）
- (4) 介護方法の指導（家族介護者教室）
- (5) 健康状態の確認
- (6) 送迎
- (7) 給食サービス（食事代は実費）
- (8) 入浴サービス

（事業所サービス内容の説明等）

第8条 事業所サービスの提供にあつては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制その他の重要事項を文書で説明し、利用者又はその家族の同意を得た上で利用契約を締結するものとする。

（通所介護計画の作成・変更）

第9条 事業所サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望を踏まえて通所介護計画を作成する。

2 通所介護計画の作成・変更の際には、利用者又は家族に対し当該計画の内容を説明し、

同意を得るものとする。

(利用料及びその他の費用の額)

第10条 事業所サービスの利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、利用者より、利用者負担分の支払いを受ける。

2 前項の費用のほか、次に掲げる項目については、利用に応じて、別に利用料金の支払いを受けるものとする。

|                 |                           |                    |
|-----------------|---------------------------|--------------------|
| 食事代             | 昼食                        | 700円               |
|                 | (朝食：390円 昼食：700円 夕食：560円) |                    |
| レクリエーション・クラブ活動費 | 実費                        |                    |
| おむつ代            | 一枚                        | 100円               |
| 時間延長            | 9時間以内で可                   | 9時間以上10時間以内+50単位   |
|                 |                           | 10時間以上11時間以内+100単位 |
|                 |                           | 11時間以上12時間以内+150単位 |

上記のほか、日常生活等において通常必要なものに係る費用で、利用者に負担させることが適当と認められる費用 実費および相当額

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名捺印を受けることとする。

(通常の事業実施地域)

## 第11条

- ①古河市 ②境町 ③埼玉県加須市(北川辺) ④栃木県下都賀郡野木町  
⑤八千代町

(サービス利用にあたっての留意事項)

第12条 利用者は、次に掲げる事項を厳守するものとする。

- (1) 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。
- (2) 火気の取扱に注意すること。
- (3) けんか、口論、泥酔、中傷その他、他人の迷惑になるような行為をしないこと。
- (4) その他管理上必要な指示に従うこと。

(利用の中止、変更、追加)

第13条 利用者が利用予定期間の前に、都合により、通所介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加する場合、サービスの実施日前日までに事業者申し出をする。但し、利用者の体調不良等正当な理由のあるときは、この限りではない。

|                         |                          |
|-------------------------|--------------------------|
| 利用予定日の午前8時までに申し出があった場合  | 無料                       |
| 利用予定日の午前8時までに申し出がなかった場合 | 当日の利用料金の50%<br>(自己負担相当額) |

(緊急時等における対応)

第14条 サービス提供時に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ施設が定めた協力医療機関及び利用者の家族への連絡を行う等の必要な措置を行う。

(非常災害対策)

第15条 事業者は、消防法等の規定に基づき非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情処理)

第16条 提供した施設サービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じる。

(損害賠償)

第17条 提供した施設サービスにより賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(衛生管理)

第18条 事業所は、利用者の使用する食器その他の設備について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。  
また、事業所内において感染症がまん延しないように必要な措置を講じることとする。

(秘密保持等)

第19条 事業所の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第20条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 責任者の選定(責任者：福井 守)
- (2) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施(年2回)
- (3) 虐待等に対する相談窓口の設置

(4) その他虐待防止のために必要な措置

- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第21条 職員等の資質向上をはかるため、次のとおり研修の機会を設ける。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 随時

- 2 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者の負担金、収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備し、サービスを提供した日から5年間保存する。
- 3 この規程に定めるもののほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人愛和会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附 則

この規程は、平成16年 8月1日から施行する。

平成16年 8月17日 改訂

平成17年 10月1日 改訂

平成18年 8月 1日 改訂

平成19年 1月 1日 改訂

平成19年 4月 1日 改訂

平成22年 6月 1日 改訂

平成24年 4月 1日 改訂

平成25年 10月1日 改訂

平成28年 4月1日 改訂

平成28年 7月1日 改訂

平成28年 9月21日 改訂

平成28年 10月21日 改訂

平成29年 10月 1日 改訂

令和 元年 10月 1日 改訂

令和 2年 4月 1日 改訂

令和 3年 12月12日 改訂

令和 5年 2月28日 改定